

タブレット等による投資信託取引特約

第1条（本特約の適用範囲）

本特約は、当行が所有、管理等する電子計算機の端末（パソコン、タブレット等を指し、以下「タブレット等」といいます。）を利用し、投資信託取引を行うお客さま（以下「お客さま」といいます。）との投資信託取引に適用されます。

2. 本特約が適用される投資信託取引において、本特約に定めのない事項については、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「投資信託累積投資約款」、「特定口座規定」、「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」、「投資信託受益権の定時定額購入サービス取引規定」及び「つみたてNISA購入サービス取引規定」等により取り扱います。

第2条（取扱範囲）

当行がタブレット等により取り扱う投資信託取引の範囲は、当行が別途定めるものとします。

第3条（取扱商品）

お客さまがタブレット等を利用してお取引できる投資信託受益権は、当行が別途定めるものとします。

第4条（タブレット等による投資信託取引の申込方法）

お客さまが、タブレット等による投資信託取引（以下、「本取引」という）を行うときは、タブレット等に表示された投資信託取引内容及び確認事項を確認のうえ、タブレット等の画面（パネル）上に署名（以下「電子サイン」といいます。）するものとし、当行はタブレット等への電子サインをもってお客さまの申込の意思確認を行います。

第5条（本人確認等）

お客さまが、本取引を行うときは、お取引の都度、本人確認資料（運転免許証、個人番号カード、健康保険証またはその他当行が定める確認書類等）をご提示いただきます。当行は、お客さまにあらかじめお届けいただいた氏名、生年月日及び住所と本人確認資料の記載内容との一致をもって本人確認とし、投資信託受益権振替決済口座（以下「投資信託口座」といいます。）の名義人本人が本取引を行ったものとして取り扱うものとします。

2. 前項の本人確認を相当の注意をもって行い、本人に相違ないものと認めて投資信託取

引に関する取扱いを行った場合には、投資信託口座名義人本人でなかったとき、電子サイン、本人確認書類等につき偽造・変造があったとき、またはその他の事故があったときでも、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

3. 第1項の本人確認を相当の注意をもって行い、本人の確認ができないものと認めて投資信託取引に関する取扱いを行わなかった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

第6条（投資信託口座お届け印等）

タブレット等により投資信託口座を開設した場合、投資信託口座のお届け印を、投資信託指定口座（以下「指定預金口座」といいます。）のお届け印とします。指定預金口座が印鑑レス口座の場合、投資信託口座は印鑑レス口座となります。

2. タブレット等により投資信託口座を開設したお客さまが、タブレット等によらず投資信託取引を書面で行う場合は、指定預金口座のお届け印またはキャッシュカード（キャッシュカードは窓口のみ）及び本人確認書類が必要となります。

第7条（お支払方法）

本取引における購入代金については、指定預金口座より口座振替にて引き落としさせていただきます。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の振出しのいずれにもよらずに行います。

第8条（本特約の変更）

当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。

2. 前項による本特約の変更は、変更後の本特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上